

令和8年度秋田県自動車税種別割納税通知書用封筒広告募集要領

第1 目的

この要領は、秋田県が発送する自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面に掲載する広告（以下「広告」という。）の募集及び決定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 広告媒体等

- | | |
|------------|--|
| (1) 広告媒体 | 令和8年度秋田県自動車税種別割納税通知書用封筒 |
| (2) 広告の位置 | 自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面 |
| (3) 広告のサイズ | 縦75mm×横180mm |
| (4) 使用できる色 | 1色（青） |
| (5) 発送数量 | 約244,000通（口座振替利用者及び10台以上の大口利用者を除いた発送予定封筒数）
ただし、令和7年度実績に基づいた積算であり、令和8年4月1日現在の納税義務者に発送するため、変動が生じる場合がある。 |
| (6) 発送日 | 令和8年6月上旬 |

第3 広告の規制業種又は事業者

次に定める業種又は事業を営む者の広告の掲載は行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定するもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の事業者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業のうち専ら消費者金融及び事業者金融に関するもの
- (5) 県の指名停止措置又は資格停止措置を受けている事業者
- (6) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (8) その他県の広告主として不適切と認められる者

第4 広告の掲載基準

次に定めるものの広告の掲載は行わない。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの

- (3) 思想、信条に関係あるもの
- (4) 社会問題についての主義又は主張があるもの
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (9) 氏名又は意見を広告しようとするもの
- (10) その他自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載することが適当でないと県が認めるもの

第5 広告掲載料

- (1) 広告掲載料の募集最低価格は、300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
- (2) 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。
- (3) 発送数量が第2(5)に定める予定数量に達しない場合であっても、広告掲載料の減額又は還付は行わないものとする。

第6 広告掲載の申込み

広告掲載の希望者は、令和8年1月14日から令和8年2月10日までの間に、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書（別紙様式）を知事に提出するものとする。

第7 広告主の選定

- (1) 知事は、広告掲載の希望者及び広告内容が、第3及び第4に抵触しないと認められるもののうち、広告申込価格が最も高いものを広告主として選定する。
- (2) 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。
- (3) 知事は、広告主を決定したときは、その結果を当該広告掲載希望者に通知する。

第8 広告原稿の提出

- (1) 広告主は、令和8年2月24日までに、知事に広告の原稿をPDFデータにより提出しなければならない。
- (2) 広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。
 - ア 広告主の名称及び連絡先
 - イ 上部に縦1.0cm×横2.0cm以上の大さの**広告**の表示
- (3) 知事は、広告主が掲載しようとする広告の内容に訂正・削除等が必要な場合には、広告主に依頼し、広告主は、正当な理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならない。

第9 広告掲載料の支払い

令和8年度秋田県自動車税種別割納税通知書の発送後、広告主は、知事が発行する納入通知書により、納入期限までに広告掲載料を納入するものとする。

第10 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

第11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 令和7年12月26日に閣議決定された「令和8年度税制改正の大綱」に基づく地方税法の改正により、令和8年4月1日以降、「自動車税種別割」は「自動車税」となる予定である。